

1 名称

「いじめ防止委員会」

2 委員会の概要

(1) 目的

◎校内にいじめ防止対策の特別委員会を設置することによって、次のことを行う。

○校内にいじめ防止についてこれまで以上に組織的に対応する態勢を作る

○児童及び保護者に対して、これまで以上にいじめ防止の姿勢を積極的に示すことで、安心感を醸成する。

(2) 取組の内容

①いじめの未然防止の体制整備及び組織的な取組

②いじめの意図的・継続的な状況把握及び分析

③いじめを受けた児童に対する相談活動及び支援

④いじめを受けた児童の保護者に対する相談活動及び支援

⑤いじめを行った児童に対する指導

⑥いじめを行った児童の保護者に対する助言

⑦専門的な知識を有する識者との連携

⑧その他いじめの防止に係ること

(3) 委員構成

校長，教頭，教務主任，保健主事，生徒指導担当者，その他校長が必要と認める教職員・有識者

3 参考

いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日公布 ※公布から3ヵ月後施行

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。